

交際費課税の概要

Q : 今年度の税制改正で、5,000円までの飲食費については交際費に含めなくていいことになったそうですが、そもそも交際費に対する課税はどのようになっているのですか？

A : 期末資本金の額によって、損金算入できる限度額が決められていますが、資本金の全額が1億円を超える会社については、交際費の全額が損金に算入されません。

【解説】

会社が、交際費、接待費、機密費その他の費用で、その得意先や仕入先その他事業に関係ある者などに対して接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のためにこれを支出した場合、その交際費等は、原則として、全額損金不算入とされています。

これが交際費課税といわれているものですが、期末資本金が1億円以下の中小企業に限っては、次のように一部損金算入が認められています。

- ① 期末資本金が1億円以下の場合
 - ・年400万円と
 - ・支出交際費等の額のいずれか少ない額(A)

$$(A) - (A) \times 10\% = \text{損金算入限度額}$$

- ② 期末資本金が1億円超の場合
 - ゼロ(全額損金不算入)

もっとも、会社が、交際費、機密費、接待費等の名義をもって支出した金銭であってもその費途が明らかでないもの(使途不明金)については、上記にかかわらず、支出額の全額が損金不算入となります。

